

令和7年度 第2回

鳩山町教育委員会会議録

令和7年6月24日 開会

令和7年6月24日 閉会

鳩山町教育委員会

令和7年度第2回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和7年6月24日(火) 鳩山町立亀井小学校松風館

2 開閉日時及び宣告者

開 会：令和7年6月24日(火) 午後2時00分 教育長 宮崎宣男
閉 会：令和7年6月24日(火) 午後3時07分 教育長 宮崎宣男

3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	伊藤 絵里子	出席
3 番	村岡 満子	出席
4 番	関根 康弘	出席

4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
総務・学校教育担当主幹	小峰 弘基

5 書 記 教育委員会事務局長 島野 紀美夫

令和7年度第2回鳩山町教育委員会議事日程

令和7年6月24日（火）

午後2時00分～

鳩山町立亀井小学校松風館

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

(1) 一般教育行政報告

(2) その他

日程第3 議 事

議案第3号 令和7年度準要保護児童生徒の認定について

報告第1号 専決処理の報告（指定学校変更許可の審査）について

報告第2号 専決処理の報告（令和7年度鳩山町教育委員会所管人事異動の内申）について

日程第4 そ の 他

(1) 協議事項

(2) 教育委員報告事項

(3) その他

(4) 次回教育委員会の開催日程

令和7年7月31日（木）13時30分～役場3階304会議室

・議題：令和6年度教育委員会の事務に関する点検評価についてほか

令和7年9月 日（ ）13時30分～役場3階会議室

・候補：26(金)・25(木)・30日(火)・~~29(月)~~

・議題：令和8年度当初教職員人事異動の方針の制定についてほか

閉 会

◎ 開会の宣告（午後 2 時 00 分）

○宮崎宜男教育長

- ・ただいまの出席委員数は 5 人である。ただいまから、令和 7 年度第 2 回鳩山町教育委員会を開会する。
- ・なお傍聴希望者はありません。
- ・それでは、進行は職務代理者をお願いする。

◎ 日程第 1 前回会議録の承認

○小峰職務代理者

- ・日程第 1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・令和 7 年 4 月 24 日に開催した令和 7 年度第 1 回教育委員会会議録の原案を委員の皆様事前に郵送させていただいた。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、お知らせいただきたい。

○小峰職務代理者

- ・この件について、質疑及び訂正事項等はあるか。
- （なし）

（全委員署名）

◎ 日程第 2 教育長の報告

（1）一般教育行政報告

○小峰職務代理者

- ・日程第 2、教育長の報告について、宮崎教育長から、（1）一般教育行政報告をお願いしたい。

○宮崎教育長

- ・資料 0～3 に基づいて、7 点報告する。
- ・1 点目が亀井小学校・鳩山小学校運動会・鳩山中学校運動会についてだが、両小学校、小雨の中だったが、保護者の要望もあって、予定を短縮して実施し、残った種目を延期した。中学校は予定通り実施した。
- ・参加された委員に感想をお聞きしたい。

○小峰職務代理者

- ・鳩山小に行き、亀井小に移動した。亀井小では既に雨だったが、亀井小のグラウンドの状態は比較的良いので、雨によるグラウンドコンディションの悪化はなかった。しっかり準備されていて粛々と演技、応援合戦が進み、熱中症の心配があるカンカン照りより良かったかもしれない。

○関根委員

- ・中学校の体育祭に参加した。昔のような個人競技がなく、団体競技だった。皆が大きな声で玉入れの数を数えながら飛び上がる様子が見られ、一体感のある体育祭だった。

○伊藤委員

- ・大きな声での応援が特に良く、良い雰囲気だった。

○小峰職務代理者

- ・個人種目はなく、全て団体競技だったが、種目の変更は良かったと思う。天気にも恵まれ、カンカン照りだと競技の連続で大変だが、適度に休憩・水分補給しながら心地よく見た。

○宮崎教育長

- ・「雨天時の体育館での実施」などが次年度に向けて話題になっていると聞いている。
- ・2点目が鳩山町定例議会についてで、6月議会が6月2日(月)～11日(水)に開催され、6名の議員から教育に関わる質問があった。後程事務局長が報告する。
- ・3点目が、各小中学校管理職の自己評価シートについてで資料1をご覧いただきたい。
- ・4点目が放課後子ども教室についてで資料2をご覧いただきたい。
- ・亀井小学校では定員20人程度で、7月7日から年間10回程度開催する。
- ・今宿小学校では定員30人程度で、6月26日から年間25回以上開催する。
- ・鳩山小学校では定員40人程度で、6月12日から年間25回以上開催する。
- ・5点目が子ども大学はとやまについてで資料3をご覧いただきたい。
- ・6点目が関係する各種会議・研修会等の日程についてで、7月15日(火)に埼玉縣市町村教育委員会教育委員研究協議会が13:30から埼玉会館で開催され、後程参加希望をとる。
- ・7月22日(火) 13:30から東松山総合会館で開催される比企地区市町村教育委員会連合会理事会は私と、職務代理が出席する。
- ・7月25日(金) 13:00から飯能市民会館で開催される西部地区人権教育実践報告会には、私と職務代理が出席し、11:00役場集合とする。
- ・8月22日(金)9:00から鳩山町包括支援センターで開催される鳩山町人権問題研修会には委員の皆さま全員都合が付けば出席願う。
- ・7点目として外部評価委員を元鳩山小学校PTA会長の西幅裕子氏に委嘱した件及び公民館で食育講座を実施する件を報告する。

<質疑応答>

○関根委員

- ・放課後子ども教室参加者や保護者の声を聞きたい。また、放課後子ども教室の開始から3年間たち、浮かびあがってきた課題があれば教えていただきたい。

○宮崎教育長

- ・保護者からは、家で遊ぶことが多かった子が、週1回勉強して外で遊ぶ経験が増えて良かったとの声を、参加者からは、ランタン作り、綿あめづくりなど、普段家でできない経験ができて嬉しいという声を聞いている。
- ・課題については、現在非常にパワフルな方が多大な労力をかけて運営しているが、継続的に人材確保ができるかという点と、参加者が多いため2グループに分けて隔週実施などにしないと継続的な実施が厳しいと感じる点である。

○小峰職務代理者

- ・指導員からは、子どもが喜ぶのでやりがいがあるが準備や安全面で大変と聞いている。
- ・他の市町村で放課後子ども教室のボランティアをしている方からは、週1回でもその時間帯に自分が不在だと運営に支障を来すので重圧を感じていると聞いている。
- ・若者の全体数が減り、昔、子どもたちとのふれあいを担ってくれていた青少年相談員の活動がなくなった。また、昔は60歳定年だったが、今は75歳まで働くようになりボランティア確保も厳しい。
- ・入れ替わりが激しい難しさはあるが、子どもを対象とした仕事に就きたい学生に1~2年関わっていただければとも思う。

○伊藤委員

- ・鳩山小への放課後子ども教室へは定員を超える申込があったが、今宿小はどうだったのか。

○宮崎教育長

- ・ほぼ定員内に収まっている。

○小峰職務代理者

- ・今宿小学校は学童へ行っている子も多い。
- ・子ども大学はとやまの登録者34名中、1回目の参加者が33名と、一時期参加者が減り、子どもの総数も減ったなか、参加者が多いと感じる。
- ・それでは、事務局長からの報告をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・私からは、「令和7年第2回 鳩山町議会 定例会について」報告する。
- ・はじめに、【資料4】をご覧いただきたい。
- ・令和6年第2回定例会につきましては、「予定表」のとおり、6月3日から6月11日までの、9日間の会期で開催された。
- ・次に、【資料5】をご覧いただきたい。
- ・定例会「提出案件」につきましては、当初議案11件、報告2件で、いずれも原案のとおり、承認可決されている。
- ・このうち、「教育委員会に関する議案」については、議案第33号の「令和7年度鳩山町一般会計

補正予算（第1号）の議定について」の1件である。

- ・【資料6】をご覧ください。
- ・議案第33号の「一般会計補正予算（第1号）」については、「4月1日付け人事異動等に伴う人件費の補正」が主なものとなっている。
- ・教育費に関する「その他の特徴的な補正予算」の概要を取りまとめたのが本資料である。
- ・資料の1ページをご覧ください。
- ・（項）2 小学校費 （目）1 学校管理費において、小学校3校（亀井・今宿・鳩山）の施設の老朽化や保守点検結果に基づく修繕料：105万6千円を追加補正している。
- ・その他にも、消火栓ホースの耐圧試験に必要な手数料として4万4千円、並びに消火器の交換に必要な「備品購入費」14万2千円を追加補正している。
- ・次に、資料、裏面、2ページをご覧ください。
- ・（項）3 中学校費 （目）1 学校管理費において、消防設備・浄化槽保守点検に基づく修繕料に102万9千円を追加補正している。
- ・また、プール水質検査およびプリンター廃棄に必要な手数料として、7万1千円の追加補正、「体育館底の修繕工事」について、修繕方法の見直し等により、450万円を増額補正するとともに、消火器の交換に必要な「備品購入費」2万5千円を追加補正している。
- ・次に、資料、3ページをご覧ください。
- ・（項）4 幼稚園費 （目）1 幼稚園管理費、において、浄化槽保守点検において指摘のあった「蓋の交換」に必要な修繕料として、24万2千円の追加補正している。
- ・最後に、（項）5 生涯教育費 （目）3 図書館費であるが、図書館内の照明をLED化するための経費として、43万3千円の追加補正を行っている。
- ・以上が、教育費に関する補正予算の概要となる。
- ・続いて、【資料7】をご覧ください。
- ・一般質問については、8人の議員から「通告」があり、このうち、教育行政に関する質問は、6人からあった。
- ・質問の内容としては、1ページの【質問順序】2番の日坂和久議員からの「1. まちおこし等における農村公園と南比企窯跡（石田遺跡）の今後の位置づけや関連性等について」、2ページの【質問順序】3番の小鷹房義議員からの「3. 食育教育への取り組みについて」、2ページから3ページの【質問順序】4番野田小百合議員からの「3. すべての子どもたちが大切にされていると実感できる取り組みについて」、3ページから4ページの【質問順序】5番の石井徹議員からの「4. 町内小学校の複式学級について」、6ページの【質問順序】7番の中山明美議員からの「1. 鳩山幼稚園の取り組みについて」、7ページから8ページの【質問順序】8番の清水秀幸議員からの「4. 選挙の投票率向上について」の「(5) 満18才以上の参政権導入に伴い、主権者意識を高めるために小学生・中学生に対し、どのような取り組みをしているのか、伺う」の一般質問を受け、これに対する答弁をおこなっている。
- ・最後に、【資料8】をご覧ください。
- ・こちらについては、6月定例会に報告した3月定例会以降の令和7年3月から令和7年5月までの教育委員会に対する「一般教育行政 定期報告書」になるので、後ほど、ご覧ください。
- ・報告は以上となる。

<質疑応答>

(なし)

(2) その他

(なし)

◎ 日程第 3 議事

○小峰教育長職務代理者

- ・ それでは、日程第 3 議事に入る。

(1) 議案第 3 号 令和 7 年度準要保護児童生徒の認定について

- ・ 朗読：島野事務局長/説明：小峰主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・ 「議案第 3 号 令和 7 年度準要保護児童生徒の認定について」を議題とする。
- ・ 事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・ 個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・ それでは、議案第 3 号の朗読並びに内容を説明する。
(議案第 3 号を朗読)
- ・ 議案の説明は、総務・学校教育担当の小峰主幹からさせていただく。

○小峰主幹

- ・ それでは、「議案第 3 号 令和 7 年度準要保護児童生徒の認定について」ご説明申し上げます。
- ・ 当該認定審査については、令和 7 年度初めての審査となる。今回の審査は本年 1 月から 6 月 23 日までに申請をされた方を対象にしている。
- ・ お手元の資料の「申請者一覧」をご覧ください。6 月 23 日までに合計 17 世帯 22 名の申請を受け付けた。これは昨年度（19 世帯 26 人(R6. 6. 26 時点)）と比較すると 2 世帯 4 名の減少である。
- ・ また、就学援助の認定要件については、「生計が同一である同居人すべての収入額（給与所得以外の者については所得額）の合計が生活保護基準の 1.3 倍以下の者」もしくは「その他教育委員会が認める者」を準要保護者として認定している。
- ・ 資料左側から「受付日」「申請者」「対象児童・生徒」「学校」「学年」「住所」を記載しており、中央の太い線に囲まれた部分に、「世帯収入（所得）」及び「生活保護基準」の金額を記載している。
- ・ 「認定基準額」は、「生活保護基準から算出した対象世帯の最低生活費（月額）」を「生活保護基準額」とし、その基準額に 1.3 を乗じた金額としている。
- ・ それぞれの値の詳しい算出方法だが、はじめに、生活保護基準額については、生活保護を認定する際の資料として用いられる、「最低生活費認定調書」を使用し算出した。
- ・ 続いて、世帯の月額収入（所得）の値については、町の税務会計課に令和 6 年中収入額を照会し、その照会結果の合計金額を 12 ヶ月で除した値を世帯の月額収入として算出した。
- ・ 住民票上、世帯が分離していても同一住所に居住していれば、生計は一つであるとして、申請者

以外の方（子どもからみて祖父母等）の収入も全て合算している。

- ・赤字と○×で記載している「収入と認定基準の差」と「判定」についてだが、「世帯の月額収入（所得）」と「生活保護基準に1.3を乗じた金額」を比較し、月額収入が生活保護基準に1.3を乗じた金額に達しない場合は、該当世帯が経済的に困窮しているものと考えられる。
- ・したがって、各世帯の「収入月額（所得）」と「認定基準額」とを比較し、収入額が基準額を超過している世帯は「判定」列にて○×を明記し、機械的に判定を行うと認定基準以下の世帯が11世帯、認定基準を超える世帯が6世帯となっている。
- ・なお、世帯構成員それぞれの収入額は、次の資料の「収入照会一覧」に記載している。
- ・また、「収入照会一覧」のNo.11番のCさんについては、就学援助の申請書を提出いただいたが、税務会計課での申告手続きの確認が取れず、その後、電話や直接お会いするなど数回に渡り連絡したが、本日までに申告手続きの確認が取れなかったので、「世帯収入（所得）」と「認定基準額」の比較ができないことから、「審査の対象外」としている。
- ・本議案では、4月までに申請された世帯は4月1日、5月中に申請された世帯は5月1日を認定日としてよいかも審査をお願いする。
- ・なお、それぞれの世帯について、ご質問等があれば個々にお答えする。
- ・以上、簡単だが、「議案第3号 令和7年度準要保護児童生徒の認定について」の説明とさせていただきます。

<質疑応答>

○宮崎教育長

- ・資料2枚目の令和7年度就学援助申請者収入照会一覧のNo. 11の方についてはコミュニケーション上の行き違いの可能性もあるので継続的にコンタクトをとり、慎重な対応をしたいと考えているので、今後審査頂くことがあるかもしれない。

○小峰教育長職務代理者

- ・外国人で住民登録して通学している生徒もいると思う。この方以外に外国人の申請がないので、そのような対応をしていただければと思う。
- ・令和7年度就学援助申請者収入照会一覧のNo. 3の方の家族の収入欄に死亡や転出との記載があるが、どのような意味か。

○小峰主幹

- ・事前に提出された申請書に対し、6月に収入照会をしているわけだが、申請書提出時に同じ住所にお住いだった祖母等が、4月1日の審査基準日時点で死亡または転出されていたという意味である。

○小峰教育長職務代理者

- ・状況は変わったが、認定基準は満たしているということですね。
- ・昨年度認定されていたが今年度は不認定となる方が3世帯あるが、収入が変わったのか。

○小峰主幹

- ・そのとおり。

○小峰教育長職務代理者

- ・生活保護基準額を1.3倍したのが認定基準額である。N0.9の方の収入は基準額に近く、10,690円の超過だが、これまでも基準額で判断してきたので、基準に沿って判定が○の方を認定するという事でよろしいか。

(異議なし)

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。
- ・これで秘密会を解く。

(2) 報告第1号 専決処理の報告（指定学校変更許可の審査）について

- ・朗読：島野事務局長/説明：小峰主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「報告第1号 専決処理の報告（指定学校変更許可の審査）について」を議題とする。
- ・事務局より、報告の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議題につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・それでは、「報告第1号」の朗読並びに報告の内容説明をする。
(報告第1号を朗読)
- ・報告の内容説明は、総務・学校教育担当の小峰主幹からさせていただく。

○小峰主幹

- ・それでは、「報告第1号 専決処理の報告について」ご説明申し上げます。報告資料をご覧ください。
- ・今回専決処理とさせていただいたのは、指定学校変更許可の審査である。
- ・本来であれば、1件目のAさんの件は、4月の教育委員会にて報告等させていただきべきだったが、事務の引き継ぎが滞ったため6月の報告となり大変申し訳ないが、報告させていただく。
- ・まず、1件目の申請は、赤沼地区にお住いのAさんである。
- ・Aさんは、保護者が共働きになり、ご自宅が留守になるため、祖父母の自宅から通学をしたいということで、亀井小学校に指定校変更を希望する申請書を提出された。
- ・通学区域に関する規則では、赤沼地区は今宿小学校区となる。
- ・「鳩山町就学指定学校の変更取扱要綱」の別表のうち、「留守家庭」に該当し、児童が最終学年であるため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、今宿小学校から亀井小学校への指定学校の変更について、教育長専決により許可したものである。
- ・次に、2件目の申請は、松ヶ丘にお住いのBさんです。
- ・Bさんの場合は、「鳩山町就学指定学校の変更取扱要綱」、第4条（教育長の専決）より、「次の教育委員会の開催日されるまでに25日以上の日を要する事情にあるときは、教育長においてこれを専決し、指定校変更許可を発行することができる」と規定されているので、専決させていただいたものである。
- ・Bさんの住民異動届提出日は4月28日だが、5月末までは旧自宅から今宿小学校に通いたいと申請書を提出された。
- ・通学区域に関する規則では、松ヶ丘地区は鳩山小学校となる。

- ・「鳩山町就学指定学校の変更取扱要綱」の別表のうち、「学期途中の転居」に該当し、令和7年4月28日から令和7年5月31日までの期間で、鳩山小学校から今宿小学校への指定学校の変更について、教育長専決により許可したものである。
- ・なお、お手元の資料中の「指定学校変更許可通知書」は保護者あてに、「指定学校変更許可通知書」は各小学校長宛てに送付した文書である。
- ・以上、簡単だが、「専決処理の報告について」の説明とさせていただく。

＜質疑応答＞

○小峰教育長職務代理者

- ・問題ないと考えるがいかがか。

※委員全員了承

- ・それでは、本報告は、原案を承認とする。

○小峰教育長職務代理者

- ・「報告第2号 専決処理の報告（令和7年度鳩山町教育委員会所管人事異動の内申）について」を議題とする。
- ・事務局より、報告の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、「報告第2号」の朗読並びに報告の内容説明をする。
(報告第2号を朗読)
- ・次に、内容説明であるが、専決処分書の別紙、「人事異動内示」をご覧いただきたい。
- ・令和7年7月1日付け、人事異動に伴う職員配置として「総務・学校教育担当」黒川(くろかわ)寛太(かんた)以上、1名の「新規採用者」に関する内示となる。
- ・なお、今回の職員配置は、教育委員会事務局の人員不足を補うことを目的として実施するものである。
- ・人事異動内示の「内容説明」は、以上である。

＜質疑応答＞

○小峰職務代理

- ・それでは、報告事項のため承認し、日程第4 その他に移る。

◎ 日程第4 その他

(1) 協議事項

(なし)

(2) 教育委員報告事項

(なし)

(3) その他

○松ノ元局長補佐

- ・5月2日に紫雲閣で開催された、比企地区市町村教育委員会連合会 総会時の帰りの電車・バス代の実費を5月16日に支給させていただいた。
- ・配布の「令和7年度市町村教育委員会教育委員研究協議会について（依頼）」をご覧ください。
- ・7月15日に開催され、7月3日までが回答期限となっているので、参加希望の方は今月中にお知らせ頂きたい。なお、同席する教育長の運転で現地へ行くことになる。

○村岡委員

- ・参加する。

○宮崎教育長

- ・2点報告する。鳩山町長が給食を児童生徒と食べるようになった。
 - ・また、山口尚人前教育委員が教育功労賞を受賞された。
-

(4) 次回教育委員会の開催日程について

○小峰職務代理者

- ・それでは、続いて、「(4) 次回教育委員会の開催日程について」であるが
- ・次回会議の日程について事務局の説明を求める。

○松ノ元局長補佐

- ・7月の教育委員会は、7月31日（木）13時30分～役場3階304会議室で開催する。
- ・8月の教育委員会は開催しない。
- ・9月の教育委員会は、令和7年度当初教職員人事異動の方針の制定について外を議題とするため開催する。
- ・日程候補の都合を全委員にメールで照会したところ、照会時点では3人の委員がいずれの日も可能、1委員より、第1希望が26(金)、第2希望が25(木)、第3希望が③30日（火）との回答があった。
- ・日程について委員間協議をお願いしたい。
- ・なお、会議の会場だが、今後は原則3階の会議室で開催することになる。

○小峰職務代理者

- ・みなさんが9月26日（金）でよろしければ、9月26日（金）に決定する。
※委員全員了承
- ・それでは9月の会議は、9月26日（金）13時半からに決定する。
- ・それでは全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。

◇ ◇

◎閉会の宣言（午後３時０７分）

○宮崎教育長

- ・以上をもって、令和７年度第２回鳩山町教育委員会を閉会する。